令和８年（フ）第２４２号
福岡県久留米市南薫町1927番地５　中央アパート６号室、住民票上の住所福岡県小郡市三沢5011番地80
債務者　山下　　敦
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４３号
福岡県久留米市津福本町1779番地12　ファミーユシャトー105号
債務者　大曲　達也
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４４号
福岡県久留米市津福今町131番地１　メゾン寿202号、前住所福岡県久留米市津福今町404番地48　Ｌｉｎｏ24　102号
債務者　太田　　希
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４５号
福岡県久留米市北野町上弓削763番地１　ヒルズ上弓削Ａ棟203号
債務者　原野　美穂（旧姓竹山）
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１３６３号
埼玉県戸田市本町２丁目６番５―402号
債務者　細野真奈美（旧姓鶴田）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４２２号
埼玉県川口市芝新町10番17―102号　第５メゾン小泉芝新町
債務者　飯村　栄司
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２２１号
さいたま市緑区東浦和３丁目32番地１　ダイアプラザ東浦和102号
債務者　和賀井秀子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４６７号
さいたま市岩槻区大字加倉５番地３　コンフォート岩槻Ｂ102
債務者　近藤　千尋（旧姓山内）
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４９６号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目12番15号ガーデンパレスⅧ　203号
債務者　林　　健一
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７０号
埼玉県越谷市北越谷４丁目20番21号　メゾン北越302
債務者　伊藤　紗希
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３９２号
埼玉県三郷市三郷１丁目14番地７　メゾンドキンコウ107
債務者　森　　竜雅
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４０３号
埼玉県草加市弁天２丁目24番46―303号
債務者　岩間由香子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
埼玉県熊谷市石原1495番地
債務者　木部能里子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３０９号
埼玉県深谷市人見1975　あねとす病院、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字鉢形324番地
債務者　山口　一幸
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４０３号
相模原市南区鵜野森１丁目28番21号　Ｆ２―402
債務者　笠原ほのか
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４３２号
相模原市中央区淵野辺本町５丁目15番10号
債務者　杉村　亜季
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部